

和歌山労災病院医学系研究利益相反管理委員会規程

平成31年3月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、労働者健康安全機構医学系研究利益相反管理規程第7条第3項の規定に基づき、医学系研究利益相反管理委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の職務)

第2条 委員会においては、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 病院長から付議された研究者の利益相反(COI)自己申告書の審査及び利益相反回避勧告に関すること
- (2) 利益相反マネジメントに係る職員への周知に関すること
- (3) その他利益相反マネジメントのために必要と認められること

(委員会の組織)

第3条 委員会の委員は次の各号に掲げる者をもって組織し、病院長が任命する。

- (1) 副院長
- (2) 外部委員
- (3) 事務局長
- (4) 看護部長
- (5) 薬剤部長
- (6) その他院長が必要と認めた者

2 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、病院長が任命する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の2/3の出席がなければ会議を開くことはできない。ただし、緊急その他やむを得ない事情があり、委員会が開催できない場合には、委員への書類の回議をもって、委員会に代えることができる。
- 3 委員会の意見は、原則として、全会一致をもって決定する。ただし、全会一致が困難な場合には、出席委員の大多数の意見により、委員会の意見とすることができる。

- 4 委員長は、必要に応じて議事に関する研究者等を出席させ、意見を述べさせることができるが、研究者は審議及び意見の決定に同席してはならない。
- 5 第3条の委員が議事に関する研究者となる場合には、当該委員は審議及び意見の決定に同席してはならない。

(秘密の保持)

第6条 委員は、委員会を通じて知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

(その他)

第9条 この規程の実施に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

- (1) 和歌山労災病院利益相反委員会申請は、別紙、医学系研究に係る利益相反管理から倫理審査までの流れに基づき申請する。

附則

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

この規程は、令和4年8月16日から改定する。